

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員特定処遇改善加算に係る 実績報告について（令和2年度実績分）

【対象：京都市を除く府内市町村に所在する障害福祉サービス等事業者】

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員の処遇改善の取組として、「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」が創設されました。

令和2年度に福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員特定処遇改善加算を算定された事業者は、どのような賃金改善を実施したかなどについて報告していただく必要があります。

つきましては、下記にご留意の上、必要書類を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出先（別添提出窓口一覧参照）

事業所所在地を所管する保健所

（加算体制届の提出先と同様、それぞれの窓口に提出してください。）

※複数事業所のうち、一部が京都市内に所在する場合は、別途京都市に提出する必要があります。詳細は、[京都市障害保健福祉推進室ホームページ（外部リンク）](#)をご確認願います。

2 提出書類

- ・障害福祉サービス等処遇改善実績報告書（別紙様式3-1、3-2）
※別紙様式3-1、3-2を御提出下さい。押印は不要です。
- ・職員分類の変更特例に係る実績報告（別紙様式3-3）
※特定処遇改善加算について職員分類の変更特例を適用した職員がいた場合にご提出下さい。
- ・提出書類の様式は、[京都府ホームページ（外部リンク）](#)からダウンロードしてください。

3 提出期限等

(1) 提出期限

令和3年7月31日（土）消印有効

※ 令和2年度中に事業所を廃止又は休止した場合を除き、福祉・介護職員処遇改善計画書における賃金改善実施期間にかかわらず、令和2年度分として上記期限での提出が必要です。

(2) 提出方法

提出窓口への持参又は郵送

※ 本報告書の提出に対し、京都府から受理通知等は発行いたしません。受理確認が必要な場合は、控えと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

※ 持参される場合は令和3年7月30日（金）までに提出してください。

4 その他

(1) 相談窓口

京都府では令和3年度におきましても株式会社エイデル研究所による相談窓口を開設しておりますので、是非ご活用ください。

株式会社 エイデル研究所 連絡先 075-253-0201

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る慰労金

慰労金は賃金に含めない扱いとなります。

[福祉・介護職員処遇改善加算等に関するQ&A（令和3年3月29日）問18（外部リンク）](#)